

● 条例により制限する地区整備計画の項目

桜台住宅地区 地区整備計画						条例により制限する予定の項目
	低層住宅地区 (A)	低層住宅地区 (B)(C)	中高層住宅地区	教育施設地区	近隣センター地区	
建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ・建築基準法別表第2(イ)項に定める建築物以外の建築物	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)戸建住宅 (2)大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの	次の各号に掲げる建築物及びこれに付属する建築物以外は、建築してはならない。 (1)小学校、中学校 (2)市長が公益上必要な建築物で用途上及び構造上やむを得ないと認めて許可したもの	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)戸建住宅 (2)寄宿舍又は下宿	○
建築物の敷地面積の最低限度	170㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りではない。					○
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	-	10分の10	-	-	-	○
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	-	10分の5	-	-	-	○
壁面の位置の制限	道路及び隣地境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1m以上とする。ただし、出窓、建築物に付属する物置で高さ2.5m以下かつ床面積6.6㎡以下であるもの、自動車庫で高さが3.0m以下であるもの、及び軒とこれを支える柱はこの限りではない。		道路から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。 (1)1号壁面線においては、5m以上とする。 (2)2号壁面線においては、2m以上とする。 (3)3号壁面線においては、1m以上とする。			○
建築物の高さの最高限度	-	10m	-	-	-	○

●条例により制限する地区整備計画の項目

桜台業務・公益的施設地区 地区整備計画					条例により制限する予定の項目
	複合的土地利用(施設系)地区	公益的施設地区	特定業務施設地区(1)	特定業務施設地区(2)	
建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)建築基準法別表第2(い)項第1号、第2号又は第3号に掲げるもの</p> <p>(2)床面積の合計が3,000㎡を超える店舗・飲食店</p> <p>(3)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4)自動車教習所</p> <p>(5)カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6)畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの)</p> <p>(7)ホテル又は旅館</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)建築基準法別表第2(い)項第1号、第2号又は第3号に掲げるもの</p> <p>(2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3)カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4)畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの)</p> <p>(5)ホテル又は旅館</p> <p>(6)倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7)自動車教習所</p> <p>(8)建築基準法別表第二(へ)項第2号又は(と)項第3号、第4号の規定に該当するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)建築基準法別表第2(い)項第1号、第2号又は第3号に掲げるもの</p> <p>(2)学校(大学を除く)</p> <p>(3)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4)カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(5)畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの)</p> <p>(6)ホテル又は旅館</p> <p>(7)倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8)自動車教習所</p> <p>(9)建築基準法別表第二(へ)項第2号又は(と)項第3号、第4号の規定に該当するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)建築基準法別表第2(い)項第1号、第2号又は第3号に掲げるもの</p> <p>(2)学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く)</p> <p>(3)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(5)カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6)畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの)</p> <p>(7)ホテル又は旅館</p> <p>(8)自動車教習所</p> <p>(9)建築基準法別表第二(り)項第3号又は第4号の規定に該当するもの</p>	○
建築物の敷地面積の最低限度	400㎡				○
	ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りではない。				
壁面の位置の制限	<p>道路から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 1号壁面線においては、10m以上とする。</p> <p>(2) 2号壁面線においては、5m以上とする。</p> <p>(3) 3号壁面線においては、2m以上とする</p>				○

●条例により制限する地区整備計画の項目

西白井地区 地区整備計画			条例により制限する予定の項目
	住宅地区	沿道地区	
建築物等の用途の制限	-	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎 (3) ゴルフ練習場及びバッティング練習場	○
建築物の敷地面積の最低限度	150㎡	200㎡	○
	ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認められたものについては、この限りではない。		
壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1m以上とする。	道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、都市計画道路3.4.34号に面する場合は、2m以上、その他の道路に面する場合は1m以上とする。	○
	ただし、出窓、建築物に付属する物置で高さ2.5m以下かつ床面積6.6㎡以下であるもの、自動車車庫で高さが3.0m以下のもの及び軒とこれを支える柱はこの限りではない。		
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根、外壁もしくはこれに代わる柱の色彩は、原則として原色を避け周辺の環境と調和した落ち着いた色調、又は明るい色調とする。		×
かき又はさくの構造の制限	道路境界線のかきもしくはさくの構造は、生け垣あるいはフェンス鉄さく等透視可能なものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。 ただし、フェンス等の基礎で宅地からの高さが0.6m以下のもの、あるいは門柱、門の袖等にあつてはこの限りではない。		×

● 条例により制限する地区整備計画の項目

白井駅北住宅地区 地区整備計画		条例により制限する予定の項目	
	独立住宅地区		集合住宅地区
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 寄宿舍・下宿 (2) 共同住宅及び長屋(ただし、2世帯住宅は除く) (3) 公衆浴場	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) ホテル、旅館 (2) 大学、高等専門学校又は専修学校 (3) 自動車教習所 (4) 工場(自家販売のために食品製造業を営むパン屋等又は洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以内のもので、0.75KW以下の原動機を使用するものは除く。) (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第6号に規定する営業の用に供する建築物	○
建築物の敷地面積の最低限度	170㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りではない。		○
壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1m以上とする。ただし、出窓及び次に掲げるものについてはこの限りではない。 (1) 別棟の物置の高さ2.5m以下かつ床面積6.6㎡以下であるもの。 (2) 別棟の自動車車庫で高さが3m以下のもの。	1. 道路から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。 (1) 1号壁面線においては、2m以上とする。 (2) 2号壁面線においては、1m以上とする。 2. 隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1m以上とする。	○
垣又は柵の構造の制限	道路境界に面する側の垣又は柵の構造は、生け垣又は透視可能な柵とする。ただし、生け垣又は柵の基礎で宅地地盤面からの高さが0.6m以下のもの、あるいは門柱、門の袖等に当たってはこの限りでない。		×

●条例により制限する地区整備計画の項目

白井駅北業務施設地区(Aブロック) 地区整備計画			条例により制限する予定の項目
	公益的施設地区	センター地区	
建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)戸建住宅 (2)ホテル、旅館 (3)倉庫業(貨物運送業を含む)を営む倉庫(配送用施設を含む) (4)自動車教習所 (5)建築基準法別表第二(へ)項第2号又は(と)項第3号の規定に該当するもの。 (6)大気汚染防止法第2条第2項に規定する煤煙発生施設(同法施行令別表第1の1項、10項及び13項に規定するものは除く)又は同条第6項に規定する一般粉じん発生施設又は第7項に規定する特定粉じん発生施設を設置する工場等 (7)悪臭防止法第2条に規定する特定悪臭物質を発生する施設 (8)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第5号、第6号、第7号及び第8号並びに第6項第6号に規定する営業の用に供する建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)戸建住宅 (2)倉庫業(貨物輸送業も含む)を営む倉庫(配送用施設を含む) (3)自動車教習所 (4)建築基準法別表第二(へ)項第2号又は(と)項第3号の規定に該当するもの (5)大気汚染防止法第2条第2項に規定する煤煙発生施設(同法施行令別表第1の1項、10項及び13項に規定するものは除く)又は同条第6項に規定する一般粉じん発生施設又は第7項に規定する特定粉じん発生施設を設置する工場等 (6)悪臭防止法第2条に規定する特定悪臭物質を発生する施設 (7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第5号、第6号、第7号及び第8号並びに第6項第6号に規定する営業の用に供する建築物</p>	○
建築物の敷地面積の最低限度	<p>1,000㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p>	<p>170㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p>	○
壁面の位置の制限	<p>1 道路から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。 (1)1号壁面線においては、10m以上とする。 (2)2号壁面線においては、5m以上とする。 (3)3号壁面線においては、2m以上とする。 2 隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、2m以上とする。</p>	<p>1 道路から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。 (1)3号壁面線においては、2m以上とする。 2 隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1m以上とする。</p>	○

●条例により制限する地区整備計画の項目

野口地区 地区整備計画		条例により制限する予定の項目	
	低層住宅地区 A 地区 (第 1 種低層住居専用地域)		低層住宅地区 B 地区 (第 2 種中高層住居専用地域)
建築物等の用途の制限	次の号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1．長屋住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿。 2．公衆浴場	次の号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1．長屋住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 2．公衆浴場 3．前各号のほか、建築基準法別表第二(い)項で規定した以外の建築物。	○
建築物の敷地面積の最低限度	170 平方メートル ただし、町長が公益上特に必要と認めた場合は、この限りでない。		○
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	-	10 分の 8	○
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	-	10 分の 4 ただし、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地の内にある建物については、10 分 5 とすることができる。	○
壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は 1 メートル以上とする。 ただし、出窓及び次に掲げるものについてはこの限りでない。 1．別棟の物置で高さ 2.5 メートル以下かつ床面積 6.6 平方メートル以下であるもの 2．別棟の自動車車庫で高さが 3 メートル以下のもの。		○
建築物の高さの制限	-	10 メートル	○
垣又は柵の構造の制限	道路境界に面する側の垣又は柵の構造は、生け垣又は透視可能な柵とする。 ただし、生け垣又は柵の基礎で宅地地盤面からの高さが 0.6 メートル以下のもの、あるいは門柱、門の袖等にあつてはこの限りではない。		×

●条例により制限する地区整備計画の項目

けやき台二丁目地区 地区整備計画		条例により制限する予定の項目
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 自動車車庫(建築物に附属するものは除く) 2. 大学、高等専門学校、専修学校その他これに類するもの	○
建築物の敷地面積の最低限度	170平方メートル ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りではない。	○
壁面の位置の制限	道路境界線および隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。 (1) 1号壁面線においては2m以上とする。 (2) その他については1m以上とする。 ただし、出窓及び次に掲げるものについてはこの限りでない。 1. 別棟の物置の高さ2.5m以下かつ床面積6.6㎡以下であるもの。 2. 別棟の自動車車庫で高さが3m以下のもの。	○
建築物の形態又は意匠の制限	建築物の屋根、外壁もしくはこれに代わる柱の色彩は、原則として原色を避け周辺の環境と調和した落ち着いた色調又は明るい色調とする。	×
かき又はさくの構造制限	道路境界に面する側のかき又はさくの構造は、生け垣又は透視可能なさくとする。 ただし、生け垣又はさくの基礎で宅地地盤面から0.6m以下のもの、あるいは門柱、門の袖等にあつてはこの限りではない。	×

●条例により制限する地区整備計画の項目

七次台三丁目沿道地区 地区整備計画		条例により制限する予定の項目
建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車教習所 2. 自動車車庫（建築物に附属するものは除く） 3. ホテル又は旅館 4. カラオケボックスその他これに類するもの 5. 畜舎（床面積の合計が15㎡を超えるもの） 6. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 	○
建築物の敷地面積の最低限度	<p>170平方メートル ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りではない。</p>	○
壁面の位置の制限	<p>道路境界線及び隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1m以上とする。ただし、出窓及び次に掲げるものについてはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別棟の物置の高さ2.5m以下かつ床面積6.6㎡以下であるもの。 2. 別棟の自動車車庫で高さが3m以下のもの。 	○
建築物の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根、外壁もしくはこれに代わる柱の色彩は、原則として原色を避け周辺の環境と調和した落ち着いた色調又は明るい色調とする。</p>	×
かき又はさくの構造制限	<p>道路境界に面する側のかき又はさくの構造は、生け垣又は透視可能なさくとする。 ただし、生け垣又はさくの基礎で宅地地盤面から0.6m以下のもの、あるいは門柱、門の袖等にあつてはこの限りではない。</p>	×

●条例により制限する地区整備計画の項目

堀込三丁目東地区 地区整備計画		条例により制限する予定の項目
	低層住宅地区	
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿 2. 公衆浴場	○
建築物の敷地面積の最低限度	170平方メートル ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りではない。	○
壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1m以上とする。ただし、出窓及び次に掲げるものについてはこの限りでない。 1. 別棟の物置の高さ2.5m以下かつ床面積6.6㎡以下であるもの。 2. 別棟の自動車車庫で高さが3m以下のもの。	○
建築物の形態又は意匠の制限	建築物の屋根、外壁もしくはこれに代わる柱の色彩は、原則として原色を避け周辺の環境と調和した落ち着いた色調又は明るい色調とする。	×
かき又はさくの構造制限	道路境界に面する側の垣又は柵の構造は、生け垣又は透視可能な柵とする。ただし、生け垣又は柵の基礎で宅地地盤面からの高さが0.6m以下のもの、あるいは門柱、門の袖等にあつてはこの限りでない。	×

●条例により制限する地区整備計画の項目

復インターチェンジ周辺地区 地区整備計画		条例により制限する予定の項目
建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法別表第2(い)項第1号、第2号又は第3号に掲げる住宅 2. 物品販売業を営む店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの 3. 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く) 4. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5. 建築基準法別表第二(ち)項第3号の規定に該当するもの 6. 畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの) 7. 自動車教習所 8. 建築基準法別表第二(り)項第3号の(1)、(8)、(8の3)、(9)、(12)、(13)、(13の2)、(17の4)、(18)、(20)又は第4号に該当するもの 	○
建築物の敷地面積の最低限度	<p>400平方メートル</p> <p>ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りではない。</p>	○
壁面の位置の制限	<p>道路境界線および隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路境界線までの距離 <ul style="list-style-type: none"> 幅員18m以上の道路に面する場合は5m以上 幅員18m未満の道路に面する場合は2m以上 2. 隣地境界線までの距離 <ul style="list-style-type: none"> 隣地境界線までの距離は2m以上とする。 	○